

# 昭和学院短期大学栄養士課程履修規程

平成 12 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 27 年 4 月 1 日改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、学則第 38 条 8 項の規定により、栄養士法および同法施行規則に基づき、本学における栄養士課程の履修に関する事項を定めることを目的とする。

## (免許)

第 2 条 本学栄養士課程において取得申請できる免許の種類は、次のとおりとする。

### 栄養士免許証

#### (栄養士課程の履修)

第 3 条 前条に定める免許証取得のため、栄養士課程を履修できる者は以下のとおりとする。

- 一 本学ヘルスケア栄養学科に在籍する学生。
- 二 本学ヘルスケア栄養学科を卒業した者。

#### (栄養士課程の履修費)

第 4 条 栄養士課程を履修する者は、所定の期日までに栄養士課程履修費(校外実習費等)を納入しなければならない。

#### (栄養士免許証取得に関する授業科目および単位の取得)

第 5 条 栄養士課程を履修する者は、学則第 35 条第二項の卒業要件によるほか、栄養士法施行規則に定められる教育内容に基づく授業科目の所定の単位の修得しなければならない。

2 栄養士課程の授業科目の種類、単位数等は別表のとおりとする。

3 栄養士課程に定める授業の出席が、学則に定める授業時間数の 5 分の 4 に満たないときは、当該科目の単位認定は行わないことがある。ただし、やむを得ない特別の事由があると認められた場合には、一定限度内で補講を行うことができる。

#### (給食管理校外実習の履修)

第 6 条 給食管理校外実習の履修については、別に定める。

#### (免許不取得卒業者の免許証申請資格取得)

第 7 条 学則に定められた免許要件単位不足のまま本学ヘルスケア栄養学科を卒業した者は、卒業後、本学の科目等履修生として不足単位の修得することにより、免許の取得申請資格を得ることができる。

## (細則)

第 8 条 この規程の施行に必要な細則は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

栄養士課程の授業科目・単位数及び授業形態

区分	授業科目	単位数	授業形態
社会生活と健康	公衆衛生学	2	講義
	社会福祉概論	2	講義
人体の構造と機能	解剖学	2	講義
	栄養生理学（含運動生理学）	2	講義
	生化学	2	講義
	病理学概論	2	講義
	解剖生理学実験	1	実験
	生化学実験	1	実験
食品と衛生	食品学総論	2	講義
	食品学各論	2	講義
	食品衛生学	2	講義
	食品学実験	1	実験
	食品衛生学実験	1	実験
栄養と健康	基礎栄養学Ⅰ	2	講義
	基礎栄養学Ⅱ	2	講義
	ライフステージ栄養学	2	講義
	臨床栄養学概論	2	講義
	ライフステージ栄養学実習	1	実習
	臨床栄養学実習	1	実習
栄養の指導	栄養教育論	2	講義
	栄養指導論	2	講義
	公衆栄養学概論	2	講義
	栄養指導実習Ⅰ	1	実習
	栄養指導実習Ⅱ	1	実習
	栄養情報処理演習	1	演習
給食の運営	調理学	2	講義
	給食計画・実務論	2	講義
	調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1	実習・実験
	調理学実習Ⅱ	1	実習
	給食計画実習	1	実習
	給食管理実習Ⅰ	1	実習
	給食管理実習Ⅱ	1	実習
	給食管理校外実習	2	実習